

知的かけはし

クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士 西脇 怜史

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-4-16

東京建物八重洲ビル2階

TEL 03(5255)5671(代)

FAX 03(5255)5675



2018・5・10

海賊版サイト ▼知的財産戦略本部▼ サイトブロッキングを要請

政府の知的財産戦略本部は、漫画やアニメなどをインターネットに無断で公開している「海賊版サイト」について、悪質なサイトは、プロバイダー（接続業者）が利用者のネット接続を遮断（サイトブロッキング）するのが適当とする見解を示した緊急対策をまとめた。著作権侵害を防ぐ狙いで、民間事業者に自主的な対応を要請した。

緊急対策では、被害額が大きい3つのサイトを対象に、悪質なサイトに限って閲覧できないようにするブロッキングを行うべきだとしたほか、新たな海賊版サイトにブロッキングを行うため、官民の協議体を設置して適用基準などを検討する。

一方、サイトブロッキングをめぐるのは、明確な法的根拠がなく、「通信の秘密」などを定めた憲法に抵触するとの指摘がある。また、インターネットプロバイダーなどで作る団体は「利用者のアクセスの常時監視につながる」として反対している。

知財本部では、今回の対応は緊急避難としての措置だとしたうえで、今後、ブロッキングを行うための法整備を検討するとしている。

類似の収納棚訴訟 ▼知財高裁▼ 二審も良品計画が勝訴

生活雑貨ブランド「無印良品」を運営する良品計画が、自社商品に類似した収納棚を販売したとして、大手ホームセンター「カインズ」に販売差し止めなどを求めた訴訟の控訴審判決が知財高裁であった。平成29年（ネ）第10083号（平成30年3月29日判決言渡）

判決では、類似性を認めて販売差し止めと商品の廃棄を命じた一審・東京地裁判決を支持、カインズ側の控訴を棄却した。

カインズ側は、「無印の棚の形状は特徴的ではなく、機能上、支柱の構造などが似てしま

うのは仕方がない」と主張した。判決では「細い棒を2本束ねた支柱や、揺れを抑えるためのX状の棒を組み合わせている点で独自の特徴が認められる」と指摘したうえで、「良品計画の棚のような構造を採用しなくても棚は製造できる」などとしてカインズ側の主張を退けた。

一審・東京地裁の判決では、良品計画の商品形態が消費者の間において商品表示として広く認識されており、これと類似する形態のカインズ商品は、消費者の間で誤認混同を引き起こすとして、不正競争防止法違反を理由に、カインズ商品の販売差止を命じている。

食品容器 ▼キッコーマン▼ 「醤油卓上瓶」が立体商標に登録

キッコーマンは、1961年より販売している「醤油卓上瓶」が立体商標として登録されたことを発表した（登録番号 第6031041号）。

立体商標制度は、立体的な形状を「商標」として登録し、保護する制度で、商品そのものの外観や、商品の包装容器の形状、立体的な看板、キャラクターを人形や置物のように立体化したものなどが対象となる。

これまで登録された立体商標は、立体物に文字やロゴなどの図形が印刷されているものが多いが、「醤油卓上瓶」は、文字や図形が表示されていない食品容器として登録された数少ない例だとしている。なお、文字には表示されていないが、瓶の中に醤油が入っている状態であるように見受けられる。文字や図形のない食品容器が立体商標として登録された代表的なものには、コカ・コーラの「コンツアーボトル（ガラス製ボトル）」、ヤクルトの「ヤクルトプラスチック容器」があるとされる。

同社の「醤油卓上瓶」は、工業デザインの先駆者として世界的に有名なデザイナー、故・榮久庵憲司氏によって設計された。そそぎ口のカッティングの工夫により、「液だれしない」という技術的な効果も備えており、1961年の発売以来、50年以上、そのデザインを守り続けている。

解説

進歩性の判断 (動機付け、阻害要因)
知的財産高等裁判所 平成29年 (行ケ)
第10119号審決取消請求事件
判決言渡 平成30年4月4日

第1 事案の概要

本件における原告は特許第5435175号 (発明の名称: 空気入りタイヤ) (本件特許) の特許権者である。本件における被告が本件特許に対して無効審判請求したところ (無効2015-800139号)、本件原告は請求項2の削除を含む訂正請求をした (本件訂正)。特許庁は、本件訂正を認めるとともに、請求項1及び3に係る発明についての特許を無効とする、請求項4ないし7に係る発明についての審判請求は成り立たない旨の審決 (本件審決) をした。

本件原告が、本件審決中、本件特許の請求項1及び3に係る部分の取消しを求める本件訴訟 (乙事件) を提起した。また、同日付で、本件被告は、本件審決中、本件特許の請求項4ないし7に係る部分の取消しを求める訴訟 (平成29年 (行ケ) 第10120号 審決取消請求事件 (甲事件)) を提起した。

甲乙両事件についての本件判決では、本件審決のうち、請求項1及び3に係る部分を取り消され、請求項4ないし7に係る発明についての特許無効審判請求を不成立とした部分は維持された。

ここでは、乙事件 (平成29年 (行ケ) 第10119号) で、本件審決のうち、請求項1及び3に係る審決が取り消された部分、特に、訂正後の請求項1に係る発明 (本件発明1) の進歩性判断の部分についてのみ紹介する。

第2 判決 (抜粋)

特許庁が無効2015-800139号事件について平成29年4月18日にした審決のうち、特許第5435175号の請求項1及び3に係る部分を取り消す

第3 理由

本件審決の理由は、本件訂正を認めた上、①本件発明1及び3は、引用例 (特開2011-207283号公報) に記載された発明 (引用発明) 及び甲4 (特開昭62-152906号公報) に記載された技術的事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものである、などというものである。

引用例に、審決認定の引用発明が記載されていることは、当事者間に争いが無い。本件発明1と引用発明との相違点が審決認定のとおりであることは、当事者間に争いが無い。

甲4には、おおむね、以下の事項が記載されている。また、甲4には、別紙引用例等図表目録の甲4第1図のとおり、図が記載されている。……。

したがって、甲4には、「センター領域を含めた全ての領域が溝により複数のブロックに区画されたブロックパターンについて、①全溝面積比率を25%とし、かつ、前記領域 (タイヤ踏面の幅方向 (タイヤ径方向) FF' のセンター部におけるトレッド踏面幅Tの50%以内の領域) の全溝面積比率を残りの領域の全溝面積比率の3倍となし、②前記ストレート溝と前記副溝とにより区画されたブロックに独立カーブをタイヤ幅方向に形成し、③前記ブロックの各辺と前記カーブの各辺のタイヤ幅方向全投影長さLGとタイヤ周方向の全投影長さCGとの比LG/CG=2.5とする。」との技術的事項、すなわち、甲4技術Aが記載されていると認められる。

本件審決は、甲4に甲4技術*が記載されていると認定した。

※タイヤ踏面の幅方向 (タイヤ径方向) FF' のセンター部 (における) トレッド踏面幅Tの50%以内の領域Wの全溝面積比率を「センター部の溝面積比率」、残りの

領域の全溝面積比率を「残りの領域の溝面積比率」とすると、 $0.25 \leq (\text{残りの領域の溝面積比率}) / (\text{センター部の溝面積比率}) \leq 0.50$

しかし、甲4には、特許請求の範囲にも、発明の詳細な説明にも、一貫して、ブロックパターンであることを前提とした課題や解決手段が記載されている。また、甲4には、前記①ないし③の技術的事項、すなわち、溝面積比率、独立カーブ、タイヤ幅方向全投影長さ \times タイヤ周方向全投影長さの比に関する甲4技術Aが記載されている。

そこで、これらの記載に鑑みると、上記①ないし③の技術的事項は、甲4に記載された課題を解決するための構成として不可分のものであり、これらの構成全てを備えることにより、耐摩耗性能を向上せしめるとともに、乾燥路走行性能、湿潤路走行性能及び乗心地性能をも向上せしめた乗用車用空気入りラジアルタイヤを提供するという、甲4記載の発明の課題を解決したものと理解することが自然である。

したがって、甲4技術Aから、ブロックパターンを前提とした技術であることを捨象し、さらに、溝面積比率に係る技術的事項のみを抜き出して、甲4に甲4技術Aが開示されていると認められない。よって、本件審決における甲4記載の技術的事項の認定には、上記の点において問題がある。

引用例には、引用発明について、……、すなわち、リップパターンとすることにより、トレッドへの前後入力に対する剛性が高められ、駆動力及び制動力を向上させることができること ([0047]) が記載されている。

一方、引用例には、タイヤの接地領域について、タイヤ赤道面を中心として接地幅の50%の幅を有する領域をセンター領域として、同領域よりもタイヤ幅方向外側の接地領域と区別することや、センター領域とその他の領域における各溝面積の比率、センター領域の溝面積比率をその他の領域の溝面積比率より高めることにより、タイヤ全体の溝面積比率が比較的低いことによる排水性の低下を抑制し、操縦安定性を向上させることを示す記載はなく、これらのことを示唆する記載もない。

また、甲4には、タイヤのセンター領域の溝面積比率を残りの領域の溝面積比率の3倍とすることを含む甲4技術Aが記載されているが、同技術は、乗用車用空気入りラジアルタイヤがブロックパターンを有することによって前提とするものであって、ストレート溝と副溝とにより区画されたブロックに独立カーブをタイヤ幅方向に形成し、ブロックの各辺とカーブの各辺のタイヤ幅方向全投影長さLGとタイヤ周方向の全投影長さCGとの比を「LG/CG=2.5」とするという構成を併せ備えるものである。

そうすると、当業者において、タイヤ周方向に連なる陸部を備えること、すなわちリップパターンであることに技術的意義を有するタイヤである引用発明において、必然的に周方向に連なる陸部を備えないブロックパターンであることを前提とする甲4技術Aを適用する動機付けがあるとはいえず、むしろ、阻害要因があるというべきである。

以上のとおり、本件発明1は、引用発明に基づき、当業者が容易に発明をすることができたものということとはできない。

第4 考察

主引用文献、第二引用文献の記載内容を詳細に検討することで、主引用文献記載の発明に第二引用文献の記載の発明を適用する動機付けがあるとはいえず、むしろ、主引用文献記載の発明に第二引用文献の記載の発明を適用することについては阻害要因があるとしている。

発明の進歩性判断における論理づけの参考になると思われるので紹介した。以上

外国出願にかかる 費用の半額を補助

■平成30年度中小企業等 外国出願支援事業の概要■

特許庁は、中小企業の戦略的な外国出願を促進するため、外国への事業展開等を計画している中小企業等に対して、外国出願にかかる費用（外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費用等）の半額を助成する事業を行っているが、平成30年度の同事業の公募が5月から7月にかけて開始される。

各都道府県中小企業支援センターと独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）が窓口となり、全国の中小企業が支援を受けることができる。地域団体商標の外国出願については商工会議所、商工会、NPO法人等も応募できる。また、意匠においては、「ハーグ協定に基づく意匠の国際出願」も支援対象となる。

■支援の対象・要件■

- ①各都道府県の中小企業支援センター等の管内に事業所を有している「中小企業者」または「中小企業で構成されるグループ」（構成員のうち中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）。
- ②応募時に日本国特許庁に対して特許、実用新案、意匠、商標の出願を既に行っており、採択後に同内容の出願を優先権を主張して外国へ年度内に出願を行う予定の案件。

■ビ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト

国内外ベンチャー企業の 「知財戦略事例集」を公表

■特許庁■

ベンチャー企業が独創的な技術やアイデアを武器に事業を創出し、着実な資金調達を行い、事業を軌道に乗せ、大企業との連携、さらには海外市場への展開などを実現するためには、自社のビジネスモデルに合わせた「知的財産戦略」を策定し、遂行していく必要がある。

そこで特許庁は、知的財産の活用を考えるベンチャー企業を支援するため「知財戦略事例集」を作成し、ウェブサイトで公表した。

http://www.jpo.go.jp/sesaku/kigyo_chizai/files/startup/h29_01_1.pdf

■助成対象の経費■

- ① 外国特許庁への出願手数料
特許・実用新案……………各国への直接出願費用、PCT国際出願の国内移行費用
商標……………各国への直接出願費用、マドプロ出願費用
意匠……………各国への直接出願費用、ハーグ出願費用

（日本国特許庁に支払う費用、国内外消費税等については助成対象外）

- ② ①に要する国内代理人・現地代理人費用、翻訳費用

■補助率・上限額■

- 補助率：1/2
上限額：1企業に対する上限額：300万円（複数案件の場合）
案件ごとの上限額：特許150万円
実用新案・意匠・商標：60万円
冒認対策商標（第三者による抜け駆け出願「冒認出願」の対策を目的とした商標出願）：30万円

- ③先行技術調査等の結果からみて外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないこと。

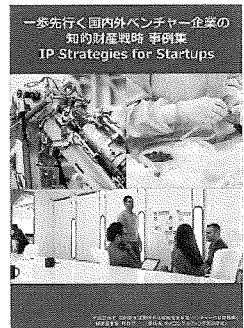
- ④助成を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、「当該権利を活用した事業展開を計画している」又は「商標出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有している」中小企業者等であること。

公募期間や申請方法等の詳細については、都道府県中小企業支援センターによって異なるため、申請にあたっては、事前に中小企業支援センター等まで確認が必要。

http://www.jpo.go.jp/sesaku/shien_gaikokusyutugan.htm

事例集では、業種・ステージの異なる国内外のベンチャー企業が知財活動で直面した課題とその対応策など、「一歩先を行く」ための知財戦略の事例を紹介している。これから本格的に知財戦略に取り組むベンチャー企業に役立ててもらおう。イスラエルやドイツなど海外8社と国内10社の事例を取り上げた。

具体的には、社長が知財戦略の会議に出席して意思決定に関与し、重要技術の特許は国際出願している例、知財が資金調達や業務提携に寄与する例、競合他社による模倣の防止につながる事例などが取り上げられている。



審 決 紹 介

本願商標「和の伝統色」は、商標法第3条第1項第3号に該当する、と判断された事例（不服2017-2199、平成29年11月28日審決、審決公報第219号）

1 本願商標

本願商標は、「和の伝統色」の文字を標準文字で表してなり、第1類、第2類、第16類、第17類、第19類及び第20類に属する願書記載のとおりの商品を指定商品として、平成28年5月17日に登録出願され、その後、指定商品については、最終的に第19類「フェノール樹脂含浸化粧板、ポリエステル樹脂含浸化粧板、メラミン樹脂含浸化粧板、メラミン樹脂製不燃化粧板、合成樹脂を主材とする建築用化粧板」に補正されたものである。

2 当審における拒絶理由

当審において、請求人に対し、「本願商標は、商品の品質を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標であるから、商標法第3条第1項第3号に該当する。」旨の拒絶理由を、平成29年8月3日付けで通知した。

3 当審の判断

(1) 商標法第3条第1項第3号該当性について

本願商標は、上記1のとおり、「和の伝統色」の文字を標準文字で表してなり、これは、普通に用いられる方法で表示するものである。

そして、本願商標の構成文字からは、「日本の伝統的な色彩」の意味合いが容易に看取されるところ、本願の指定商品に関連する建築業界において、「和の伝統色」の文字が上記意味合いで、色彩を表すものとして用いられる事実があることは、別掲1、のとおりであり、また、その他の業界においても、同様用いられている事実があることは、別掲2のとおりである（別掲1・2は掲載省略：和の伝統色の使用例等）。

さらに、本願商標と意味合いを同じくする「日本の伝統色」の文字についても、別掲3及び4のとおり、建築業界を含む各種業界において、色彩を表すものとして使用されている事実がある（別掲3・4は掲載省略：日本の伝統色の使用例等）。

そうすると、本願商標をその指定商品に使用しても、これに接する取引者、需要者は、本願商標から、「日本の伝統的な色彩」の意味合いを看取り、その商品が日本の伝統的な色彩のものであること、すなわち、商品の品質を表示したものであると理解するにすぎないから、本願商標は、単に商品の品質を普通に用いられる方法で表示する商標のみからなる商標といえる。

したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当する。

(2) 請求人の主張について

請求人は、本願の指定商品を「フェノール樹脂含浸化粧板、ポリエステル樹脂含浸化粧板、メラミン樹脂含浸化粧板、メラミン樹脂製不燃化粧板、合成樹脂を主材とする建築用化粧板」のみとし、その他の指定商品を削除したから、商標法第3条第1項第3号にかかる拒絶理由は解消した旨主張する。

しかしながら、本願商標を補正後の指定商品に使用しても、これに接する取引者、需要者は、商品の品質を表示したものであると理解するにすぎないこと上記(1)のとおりであるから、請求人の上記主張は採用することができない。

(3) まとめ

以上のとおり、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当するから、登録することはできない。

よって、結論のとおり審決する。

本願商標「社長の終活」は、商標法第3条第1項第3号及び同法第4条第1項第16号には該当しない、と判断された事例（不服2017-10784号、平成30年1月24日審決、審決公報第219号）

1 本願商標

本願商標は、「社長の終活」の文字を標準文字で表してなり、第35類、第36類、第41類及び第45類に属する願書記載のとおりの商品を指定商品として、平成28年2月8日に登録出願され、その後、手続補正書により、第35類「商品の販売に関する情報の提供、ホテルの事業の管理、経営に関するコンサルティング、経営に関する情報の提供」他、第36類「税務相談、税務代理」他、第41類「経営者・管理者・一般従業者に対する教育研修」他及び第45類「法律相談」他と補正されたものである。

2 原査定での拒絶理由の要点

原査定は、「本願商標は、「社長の終活」の文字を標準文字で表示してなるところ、当該文字は、指定役務との関係において、「中小企業経営者である社長の事業承継」程の意味に通じる語として、会計事務所のインターネット記事や雑誌のタイトル等において広く用いられており、また、そうした事業承継に関するセミナー等も広く行われている実情をうかがい知ることができる。そうすると、上記意味合いを容易に看取させる「社長の終活」の文字からなる本願商標を、その指定役務中の「経営に関するコンサルティング」等に使用するときは、これに接する取引者、需要者は、その役務が「中小企業経営者である社長の事業承継を内容とするものであること」を表示したものと理解するにすぎないものであるから、本願商標は、単に役務の質（内容）を普通に用いられる方法で表示したものであるといえる。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当し、前記役務以外の役務に使用するときには、役務の質の誤認を生じさせるおそれがあるから、同法第4条第1項第16号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

本願商標は、「社長の終活」の文字からなるところ、その構成中の「社長」の文字は、「社団などの長。会社の最高責任者。」等の意味を有する語であり、「終活」の文字は、「死の前に必要なさまざまなケアと、死後一定期間の後始末について準備する活動のこと。」の意味を有する語（現代用語の基礎知識2017）自由国民社）である。

そして、これらの文字を格助詞の「の」を介して連結させた本願商標の構成全体からは、「社長が死後の後始末について準備する活動」程の意味合いを想起させる場合があるとしても、原審示すような意味合いを直ちに看取させるとはいえず、また、本願商標が、特定の役務の質を直接的かつ具体的に表示するものとして、取引者、需要者に認識されることもいえないものである。

さらに、当審において職権をもって調査するも、本願の指定役務を取り扱う業界において、「社長の終活」の文字が、役務の具体的な質を表示するものとして、取引者一般に使用されている事実を発見することができなかった。そうすると、本願商標は、これをその指定役務に使用しても、役務の質を表示するものということではできないから、自他役務の識別標識としての機能を果たし得るものというべきであり、かつ、役務の質の誤認を生ずるおそれもないものというべきである。

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第3号及び同法第4条第1項第16号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権
(おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。)

昭和33年	商標登録第 528262号～第 529781号
43年	商標登録第 794211号～第 796596号
53年	商標登録第 1349901号～第 1355882号
63年	商標登録第 2082403号～第 2089995号
平成10年	商標登録第 2724171号～第 2724201号
平成10年	商標登録第 3370292号～第 3370664号
平成10年	商標登録第 4192402号～第 4207071号
平成20年	商標登録第 5169731号～第 5178075号

各年の10月1日～10月31日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなり、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。更新登録申請について疑問点などがございましたらば、お知らせ下さい。

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

平成27年6月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは5月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご不明の点がございましたらばお問合せください。

●特許、商標の出願状況（推定）

	特 許	商 標
30年2月分	24,825	13,003
前 年 比	94%	71%

詳しくは特許庁HPでご確認下さい。

http://www.jpo.go.jp/shiryou/toukei/syutugan_toukei_sokuho.htm